



地 方 厚 生 (支) 局 医 療 課 長都 道 府 県 民 生 主 管 部 (局) 国 民 健 康 保 険 主 管 課 (部) 長都道府県後期高齢者医療主管部 (局) 後期高齢者 医療主管課(部) 長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (平成28年3月4日付け保医発0304第3号)の一部を下記のとおり改正し、平成29年2 月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を お願いいたします。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D001尿中特殊物質定性定量検査中(7)を(8)、(6)を(7)とし、(5)の次に次のように加える。

- (6) 好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリン(NGAL)(尿)
 - ア 好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリン(NGAL)(尿)は、区分番号「D001」尿中特殊物質定性定量検査の「16」L型脂肪酸結合蛋白(L-FABP)(尿)の所定点数に準じて算定する。
 - イ 本検査は、急性腎障害の診断時又はその治療中に、CLIA法により測定した場合に算定できる。ただし、診断時においては1回、その後は急性腎障害に対する一連の治療につき3回を限度として算定する。なお、医学的必要性からそれ以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
 - ウ 本検査と区分番号「D001」 尿中特殊物質定性定量検査の「16」L型脂肪

酸結合蛋白 (L-FABP) (尿) を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日付け保医発0304第3号)

改正後	現 行
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項
第2章 特揭診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料	第2章 特揭診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料
D 0 0 1 尿中特殊物質定性定量検査	D001 尿中特殊物質定性定量検査
$(1)\sim(5)$ 略	(1)~(5) 略
(6) 好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリン (NGAL) (尿)	(新設)
ア 好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリン(NGAL)(尿)は、	
区分番号「D001」尿中特殊物質定性定量検査の「16」L型	
脂肪酸結合蛋白(L-FABP)(尿)の所定点数に準じて算定	
<u>する。</u>	
<u>イ</u> 本検査は、急性腎障害の診断時又はその治療中に、CLIA	
法により測定した場合に算定できる。ただし、診断時において	
は1回、その後は急性腎障害に対する一連の治療につき3回を	
限度として算定する。なお、医学的必要性からそれ以上算定す	
る場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄	
に記載すること。	
ウ 本検査と区分番号「D001」 尿中特殊物質定性定量検査の	
「16」 L型脂肪酸結合蛋白 (L-FABP) (尿) を併せて実施	
した場合には、主たるもののみ算定する。	
$(7) \cdot (8)$ 略	<u>(6)・(7)</u> 略